

## ◆2025-26 シーズン CLUB BIGBULLS 会員規約◆

### 第1条

本規約は、株式会社岩手ビッグブルズ（以下「当社」といいます）が組織・運営する「岩手ビッグブルズ CLUB BIGBULLS」（以下「本クラブ」といいます）に関して、第6条に定める会員（以下「会員」といいます）に対して適用される規約（以下「本規約」といいます）とします。

### 第2条（本規約の範囲）

当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法により当社が提示する諸規程（以下「諸規程」といいます）も、本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

### 第3条（本規約の内容及びサービスの変更）

当社は、本規約及び本クラブが会員に提供するサービス（各種の特典を含みます。以下「サービス」といいます）の内容を、会員の事前の同意を得ることなく、当社の裁量により随時変更することができ、会員はこれをあらかじめ了承するものとします。

### 第4条（当社からの通知）

本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社からの通知は、別途定めがある場合を除き、当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法によりご案内した時点からその効力を生じるものとします。

### 第5条（会員の種別）

会員は、以下の種別のおりとしてします。

- (1) ダイヤモンド会員
- (2) プラチナ会員
- (3) ゴールド会員
- (4) レッド会員
- (5) ぶるぞー会員
- (6) シルバー会員

### 第6条（会員）

1. 会員とは、入会申込時において、本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる入会申込みを行い、当社が入会を認めた方とします。ただし、入会申込者が申込みを行う時点において18歳未満の場合は、入会申込みに関し保護者の同意が必要となります。
2. 会員は、入会申込みの時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされます。
3. 入会申込みに際しては、所定の年会費を納入するものとする。
4. 入会に際して、本会が取得した個人情報、当社の個人情報保護方針に従い、取り扱うものとしたします。また、本会が取得した個人情報は、会員資格の有効期限を過ぎても継続して管理するものとしたします。

## 第7条（入会の承認および取消）

当社は、前条の入会申込者が次の各号に該当する場合を除いて、原則としてその申込みを承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号に該当していることが判明した場合、当社は、事前に通知することにより、当該会員の入会申込みを取消することができるものとし、その場合、第19条第5項の定めにより年会費を返却しません。

1. 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
2. 入会申込者が実在しない場合
3. 入会申込者の承諾なくして他人が申込みをした場合
4. 入会申込者がいわゆる暴力団その他反社会的組織の構成員や関係者であると当社が認める場合
5. 入会申込時において、未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合
6. 本規約に違反した場合
7. その他、会員として不適切であると当社が認める場合

## 第8条（反社会的勢力の排除）

1. 本会は入会申込者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」という）に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、入会の申込を拒否することができる。

2. 当会会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、本会は、支払済みの会費を払い戻すことなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとする。

## 第9条（有効期間）

会員資格の有効期間は、2025年7月1日から2026年6月末日までとします。但し、左記期間中に入会の手続きを行われた方の有効期限は、当社が入会を認めた日（入会日）より2026年6月末日までとします。

## 第10条（会員資格の更新）

会員は当社が指定した期間内において更新手続（当社が会員に対し送付する資料にその方法及び期日を記載します。）を行うことにより、前条の有効期限を更新することができます。

## 第11条（会員証）

1. 当社が第6条及び第7条に基づく入会申込者の入会を承認する場合、会員番号を表示した会員証を発行し、これを会員に提供します。

2. 会員証は本人に限り利用可能とし、会員は、会員によるサービスの利用に際して必ず提示するものとし、提示がない場合、サービスを受けることができないものとします。

3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第27条記載の「岩手ビッグブルズ CLUB BIGBULLS 事務局」宛てに連絡するものとします。

4. 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合には、会員は当社所定の手続き行

い、当社所定の再発行手数料〔1,000円(税込)〕をご負担いただくことにより、当社は会員証を再発行いたします。ただし、この場合、会員番号は再発行前の会員番号と別のものとなることがあるものとします。また、再発行前のポイントの保証はできません。

5. 会員証発効後の返金、再発行前の会員証のご利用はできません。

## 第12条（譲渡等の禁止）

1. 会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく本クラブの会員としての地位を、会員を含む第三者（以下「第三者」という）に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供与することはできないものとします。

2. 会員は、ポイントを第三者及び家族に対しても、譲渡、貸与、売買、使用許諾、名義変更、担保に供与することはできないものとします。

## 第13条（会員情報の変更）

1. 会員は、入会申込時に当社に届けた住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更が生じたときは、速やかにその内容を当社所定の方法により、第27条記載の「岩手ビッグブルズ CLUB BIGBULLS 事務局」宛に届け出ることとします。

2. 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより送付物の発送に関する費用が増加した場合、当該増加費用をすべて負担するものとします。

3. 入会申込時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。

4. 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止いたします。

## 第14条（退会）

1. 会員は、当社所定の手続を行うことにより本会を退会することができます。

2. 会員が退会手続を行ったときは、手続完了の時点から本会に基づく会員としての諸権利を失うものとします。

3. 当社は、本クラブ及びサービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

## 第15条（自己責任の原則）

1. 会員は、サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

2. サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問、もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。



## 第19条（年会費等の諸費用）

1. 第8条の有効期間に対応する本クラブの年会費は、ダイヤモンド会員〔96,000円（税込）〕、プラチナ会員〔50,000円（税込）〕、ゴールド会員〔12,000円（税込）〕、レッド会員〔4,000円（税込）〕、ぶるぞー会員〔1,500円（税込）〕、シルバー会員〔1,500円（税込）〕とします。
2. 年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
3. 会員は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。会員は、有効期限が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
4. 会員は、年会費等を当社の定める方法により当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
5. 当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
6. 第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、原則会員の負担とします。
7. 会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要な費用を別途負担するものとします。
8. 会員種別の変更について、会員が所定の手数料を負担することにより、当社は変更を認めます。変更の際には、新たに変更後の会員種別の年会費（満額）を徴収いたします。また、ポイントラリーなど変更前に得たサービスの持ち越しはできません。

## 第20条（ポイント）

1. 試合観戦時の都度等、会員には当社所定のポイントが付与されます。ポイントに関する詳細及びポイント特典については当社のホームページにて明示します。
2. 未使用のポイントについては、会員証としての資格が継続している場合でも、次年度には持越しできません。（ポイント交換有効期限：2026年レギュラーシーズンホームゲーム最終戦）

## 第21条（本会の終了）

1. 当社は、1ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。
2. 当社が前項の措置をとったことにより会員又は第三者が損害を蒙った場合でも、当社は、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

## 第22条（免責）

当社は、会員の本クラブおよびサービスの利用により会員又は第三者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

## 第23条（会員情報の利用目的）

1. 個人会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び電子メールアドレス等の個人情報（以下「会員の個人情報」という）に関し、当社の利用目的は次の各号のとおりとし、当社の個人情報保護方針その他法令を遵守するものとします。
2. 当社は、会員に対し会員が登録した携帯電話番号、電子メールアドレス、住所宛に、試合情

報、イベント案内、ファンクラブ特典、本会における特典等商品、その他会員サービスに関連する会員にとって有益であると当社が判断する情報を当社及び当社の事務委託先から、SMS（ショートメッセージサービス）、電子メール、郵便等の手段により送信することがあります。

3. 会員は、本規約に同意のうえ、当該SMS、電子メール、郵便等の送信を受け取ることに同意するものとします。また、会員は当社が別途定める方法により、SMS等の配信停止を希望することができます。

4. 当社が会員を特定することができない形式により対外統計資料として提供すること。

#### **第24条（個人情報の第三者提供）**

当社は、法令に基づく場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとします。

#### **第25条（準拠法）**

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### **第26条（専属的合意管轄裁判所）**

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、盛岡地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### **第27条（問い合わせ先）**

この規約についてのお問い合わせ、又本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒020-0851 岩手県盛岡市向中野字細谷地95-1

岩手ビッグブルズ CLUB BIGBULLS 事務局

TEL：019-681-6257 （平日9：00～18：00）

FAX：019-681-6258

附則

本規約は、2025年7月1日から施行します。